

調査対象裁判例一覧

* 令和6年までの裁判例を調査対象としている。データベースの検索等については、本連載（その1）〔本誌843号134頁以下〕参照。

* 「番号」は筆者によるもので、古い裁判例から順に番号を付した。連載の引用の際に付記したもの。

* 「罪名」において、不作為による殺人（未遂）罪の成立が否定されたものは、グレーに色付けている。

* 「事例類型」において、本連載（その3・完）**VI 2**の「総合判断の考察」で取り扱った事例類型およびシャクティ事件関係について色分けしている。

番号	裁判年月日	掲載誌・DB	罪名	事例類型	事案の概要	作為義務の明示（概要）	作為義務の発生に係わる事情の考慮			作為義務の前提として考慮される事情の考慮				同価値性	備考
							a事情の考慮 の明示	b事情の考慮 の明示	親の考慮の仕方	作為可能性	結果防止可 能性	結果回避可 能性	作為容易性		
[1]	大判大正4・2・10	刑録21輯90頁	殺人	貰い受けた子への飲食物の不提供	貰い受けた子を5か月間養育していたが、当該乳児（当時生後約6か月）に食物を与えず飢餓に陥れ死亡させた。	被告人は契約により被害者の養育の義務を負うとした。									不作為による殺人罪と保護責任者遺棄致死罪が殺意の有無で区別されることを示す（本連載（その1）〔本誌843号133頁〕参照）。
[2]	大判大正15・10・25	大審院判例拾遺1巻刑87頁	殺人	親による子への飲食物の不提供	内縁の妻から生後約8日の嬰兒を引き渡された父親が、その後約5日間、授乳を行わず、飢餓状態に陥らせて死亡させた。	—			内縁の妻が被告人との間に宿し出産した子。被害児が被告人に引き渡される。「扶養すべき右嬰兒」と示される。						
[3]	東京高判昭和35・2・17	下刑集2巻2号133頁	殺人	出産後のえい児の不救護	仮死状態のえい児を出産。生命保持のための適当な措置をせず。新聞紙・風呂敷に包んで川の中に投入。ただ、生存中に水中に投入されたとする確実な根拠はないため、出産後、えい児を放置して死亡させたものと思われる（本連載（その3・完） VI 2 (4) (a) 参照）。	母親としてえい児の適切な保護をなすべき義務ありとした。			「母親として」保護をなすべき義務あり。						
[4]	横浜地判昭和37・5・30	下刑集4巻5・6号499頁	殺人未遂	交通事故後の不救護	交通事故により頭蓋骨骨折等の傷害。救護するため助手席に乗せる。発覚を免れるため救護せず、意識明確でない被害者を、夜明け前、暗く寒い、人通りのない畑の中に遺棄、放置して逃走。被害者は意識を回復して救護を求め死亡せず。	自動車の運転により人に傷害を与えた場合においては負傷者の救護をすべき義務ありとした。	○								
[5]	大阪高判昭和40・6・7	下刑集7巻6号1166頁	傷害致死	性交の際、相手方の同意の下にその首を絞めて仮死状態に陥らしめたが、蘇生をはかるため適切な処置をとらなかった事例	性交の際、相手方である妻の同意の下にその首を絞めて窒息死させた事案。仮死状態に陥らしめた後に、「不作為による殺人罪を構成するとも考えられる」として検討したが、結果回避可能性を否定し、不作為犯の成立を否定。	自己の所為に基づき仮死状態に陥らしめたのであるから、当然妻の蘇生をはかるため適切な処置をとるべき義務ありとした。	○				○ （結果回避可能性の不存在から不作為犯の成立を否定）				結果回避可能性の不存在に基づき、不作為による殺人罪を否定。ただ、不作為犯の成否が補足的に扱われたにすぎない（本連載（その1）〔本誌843号135頁＊15〕参照）。
[6]	東京地判昭和40・9・30	下刑集7巻9号1828頁	殺人	交通事故後の不救護	交通事故で頭蓋骨骨折等の傷害を負わせ、病院搬送のために助手席に乗せて出発。しかしその後、搬送意図を放棄し、約29kmの間、救護措置をとらずに走行。被害者は車内で死亡。	直ちに最寄りの病院に搬送することにより救護すれば死の結果を防止することが十分可能であり、かつ、被告人には被害者を救護すべき義務ありとした。					○				

[7]	岐阜地大垣支判昭和42・10・3	下刑集9巻10号1303頁	業務上過失傷害・救護義務違反（道交法違反）	交通事故後の不救護	交通事故により川に転落させ右臀部腰部挫傷・同骨損傷の傷害を負わせたが、救助措置をせず放置し逃走。第三者が被害者を救護。	自己の過失により自転車に追突させ川中に転落させて重傷を負わせ放置して現場を離脱したものであり、かつ、被害者を救護することは可能であったのであるから客観的要件としての作為義務はそなわっているとした。	○						○ （作為義務を認める際に考慮）		殺意の否定により、不作為による殺人未遂罪は不成立。
[8]	名古屋地岡崎支判昭和43・5・30	下刑集10巻5号580頁	殺人	親による子への飲食物の不提供	妻に家出をされた夫が、長男（生後約8か月）に約4日間飲食物を与えず放置し飢餓死させた。	—			長男と居住						
[9]	盛岡地判昭和44・4・16	刑月1巻4号434頁	業務上過失致死、保護責任者遺棄、救護義務違反（道交法違反）	交通事故後の不救護	交通事故により頭部損傷、肝破裂等の傷害を負わせる。助手席に乗せて発車。救護措置を取らずに約89km走行。被害者は走行中の車内で死亡。	—						○ （因果関係の有無の判断で考慮）			因果関係・殺意の否定により、不作為による殺人罪は不成立。
[10]	浦和地判昭和45・10・22	高刑集24巻1号175頁参照	殺人未遂	交通事故後の不救護	交通事故により左大腿骨複雑骨折等の傷害を負わせる。助手席に乗せて運転進行。深夜の寒気厳しく、人に発見されにくい陸田に放置して置き去り。第三者が被害者を発見し救護。	被害者を直ちに病院に入院させたならば十分に救護しえたのであり、被告人もそのことを認識していたのであるから、救護措置を講じべき義務ありとした。						○ （作為義務を認める際に考慮）	○		[12] の第1審。
[11]	浦和地熊谷支判昭和46・1・26	刑月3巻1号39頁	無罪	—	暴行により畏怖している内妻に川に入るよう命じて溺死させるに至ったとの公訴事実に対し、被告人に川に入らせるために暴行・脅迫をした事実はないされた事例。	—							○		作為容易性の否定に基づき、不作為による殺人罪を否定。ただ、不作為犯の成否が補足的に扱われたにすぎない（本連載（その1）（本誌843号135頁＊15）および（その2）（本誌844号135頁＊33）参照）。
[12]	東京高判昭和46・3・4	高刑集24巻1号168頁	殺人未遂	交通事故後の不救護	[10] の控訴審。	—									主に殺意の有無が争点。
[13]	福岡地久留米支判昭和46・3・8	判タ264号403頁	殺人	出産後のえい児の不救護	便槽内に産み落としたえい児を自ら・他人の手を借りて救助することなく放置。えい児は糞便による窒息のため死亡。	えい児を救助しなければ死に至ることを知り、かつ容易に助けを求めて救助しえたから、かかる措置をとるべき義務ありとした。			「嬰兒（女兒）を分娩」				○		
[14]	前橋地高崎支判昭和46・9・17	判時646号105頁	殺人未遂		高齢で歩行不能な身体障害者を連れ出して、厳寒期の深夜、積雪のある人けのない山中に置き去りにして放置した事例	高齢で歩行不能な身体障害者を連れ出して、厳寒期の深夜、積雪のある人けのない山中に置き去りにして放置。被害者は第三者により救護。	自らの先行行為により被害者の生命に危険を生じさせたものであって、生命の危険を除きましたは被害者を安全な場所まで連れ帰るべき法的義務ありとした。	○			○			○	もう一方の被告人には殺人未遂幫助が認められたが、作為義務は否定されている。

[15]	札幌地判昭和52・1・18	判タ349号292頁	無罪	胎児を便槽内に産み落として溺死させて殺害したとする公訴事実が否定された事例	被告人には出産が切迫していることについて確実な予測や洞察がなかったとして殺意を否定。念のため、胎児を便槽内に産み落とした後に放置したことが不作為による殺人罪に該当しないか検討したものの、結果回避可能性の不存在から、問擬する余地なしとする。	—						○ (結果回避可能性の不存在から不作為犯の成立を否定)		殺意をもって便槽内に娩出したとして起訴されたが、殺意を否定。不作為犯について結果回避可能性を否定し、不作為による殺人罪を問擬する余地なしとする。ただ、不作為犯の成否が補足的に扱われたにすぎない(本連載(その1)〔本誌843号135頁*15〕参照)。
[16]	東京地八王子支判昭和57・12・22	判タ494号142頁	殺人	暴行後の不救護	木刀などで殴打するなどかなり強力な暴行を加えて鼻骨骨折、下口唇挫創等の傷害を負わせ、40度前後の発熱、自力で起き上がることもできず、意識も判然としなくなるなどの重篤な症状を呈するにいたったものの、医師による治療を受けさせるなどの救護の措置を講ずることなく放置し、死亡させた。	a事情、b事情、認識内容、作為容易性などを総合考慮すれば、医師による治療を受けさせるべき法的作為義務ありとした。	○	○				○	○	
[17]	名古屋地判平成9・3・5	判時1611号153頁	作為による殺人幫助	暴行後の不救護	他の共犯者が被害者に対し暴行を加えたことで被害者が瀕死の重傷を負い、さらに被害者を堤防上から蹴り落とし、被告人も河川敷雑木林内に引きずる暴行を加えて立ち去ったことについて、検察官が救護すべき義務を主張したものの、蹴落とされた後、堤防下におろそうとした後の行為は救護義務の発生根拠となるものではないとした。	—								[19]と同一事件。 作為義務を否定。被害者を河川敷雑木林内へ移動させたことについて、作為による殺人幫助を認定。
[18]	大阪高判平成13・6・21	判タ1085号292頁	殺人	飲食物の不提供	両親が、長女(約1歳6か月)に対し、2か月余りの間、わずかな菓子等以外には飲食物を与えず栄養失調によりやせ細るのを放置し続け、死亡させた。	—			長女と居住					
[19]	名古屋地判平成13・7・9	LEX/DB	傷害致死	暴行後の不救護	多数回の暴行により自力による起居動作が不可能な瀕死の傷害を負わせた上、雑木林内に放置されたことについて、検察官が不作為による殺人罪を主張。本判決は、先行行為に基づく作為義務を認めるものの、同価値性の観点から不作為による殺人罪の実行行為性を否定。	暴行を加えた結果、傷害を負わせた上、雑木林内に被害者を放置したのであるから、先行行為に基づいて救護すべき作為義務が生じているとした。	○					○ (因果関係の有無の判断で考慮)	○	[17]と同一事件。 救命の確実性がないとして同価値性・実行行為性(・因果関係)を否定し、不作為による殺人罪を否定。ただし、控訴審(名古屋高判平成17・10・14高検速報(平17)号270頁)は[17]を破棄し、一連の暴行について作為による殺人罪を認めた。
[20]	東京地八王子支判平成13・12・20	LEX/DB	無罪	妻による夫の不救護	夫が約1か月間、食事を摂らずに衰弱して救護を要する状態に陥ったが、妻である被告人は、夫の要救護状態に気づいておらず、同人に殺意を認めることはできないとされた。	—								

[21]	さいたま地判平成14・1・31	裁判所ウェブサイト	殺人	要介護状態の母に対し息子が飲食物を不提供	息子が、母親（当時79歳）の介護を引き受けて、自宅で2人で暮らしていたが、まともな食事を与えず、医師による治療を受けさせないまま、高度の栄養失調で著しく衰弱した状態に陥らせたのに、自宅を立ち去り、置き去りにして放置し、餓死させた。	要介護状態にある母親にまともな食事を与えず、医師による適切な治療を受けさせないまま、高度の栄養失調で著しく衰弱した状態に陥らせて生命の危険を生じさせたのであるから、生命を維持すべき法的義務ありとした。	○	○		○			○		
[22]	千葉地判平成14・2・5	刑集59巻6号417頁参照	殺人	シャクティ事件	[32] の第1 審。本判決は、被告人が被害者を病院から連れ出して本件ホテルに運び込む作為と、同ホテルにおいて生存に必要な措置を講じなかった不作為が複合した一連の行為が殺人罪にあたるとした。	—									
[23]	名古屋地判平成14・10・30	LEX/DB	殺人	親による子への飲食物の不提供	両親が長女（当時3歳）に対し適切な食事を与えず、さらに、両手首をビニールひもで後ろ手に縛り、両足首も縛り、段ボール箱に入れるなどしていた。被害児は極度のるい瘦状態に陥ったが、両親は、適切な食事を与えず、医師による適切な治療を受けさせないまま、段ボール箱に入れて放置し、飢餓死させた。	—			長女の実父母であり、親権者として長女と同居し、長女を看護養育する立場にあった。						[30] の第1審。
[24]	前橋地判平成14・11・25	LEX/DB	殺人	暴行後の不救護	同居していた被害者に対し、暴力をふるったり、十分な食事を与えず、監視して外出させないようにすることで、被害者は極度のるい瘦状態に陥り衰弱したが、被告人らは十分な食事を与えず、医療機関の治療を受けさせることもなく放置し、被害者を飢餓死させた。	十分な食事を与えず、監視などして外出させないようにし、極度に衰弱し、死亡するおそれのある状態に陥ったのであるから、医療機関の治療を受けさせる措置をとる義務ありとした。	○								[25] と同一事件。
[25]	前橋地判平成14・12・26	裁判所ウェブサイト	殺人	暴行後の不救護	[24] と同一事件。	[24] の考慮事情に加えて、救命行為に及ぶことができるのは被告人らにおいて他には存在しなかったことなども考慮して、作為義務ありとした。	○	○		○					
[26]	高松地判平成15・1・31	裁判所ウェブサイト	殺人	暴行後の不救護	幼稚園の園長である被告人が、園児（当時1歳）を床に敷いた布団の上に投げ落として頭部を強打させ、さらに、頭部を平手や拳で計5回殴打する暴行を加えることで、くも膜下出血等の傷害を負わせて、意識障害や運動障害が生じているのに、救急車を要請するなど救護の措置をとらないまま放置し、死亡させた。	傷害を負わせ、意識障害等が生じたが、救護の措置をとれば園児の死の結果を防止することが十分可能、かつ、被告人以外に園児を保護できる者はなく、園児の生存を維持すべき義務ありとした。	○	○		○					
[27]	さいたま地判平成15・2・21	LEX/DB	殺人	親による子への飲食物の不提供	母親が2歳のわが子に対し、必要な食事や飲食物を与えない状態を続けて脱水症状に陥らせ、日ごろ激しい暴行を加えたこととも相まって、著しく衰弱させたにもかかわらず、さらに暴行を加え、水分を与えないまま放置し、死亡させた。	必要な食事や飲食物を与えない状態を続けて脱水症状に陥らせ、日ごろ激しい暴行を加えたこととも相まって、著しく衰弱させたのであるから、飲食物を与え、医師による治療を受けさせるべき法的義務ありとした。	○		子を養育						[28] と同一事件。

[28]	さいたま地判平成15・3・12	裁判所ウェブサイト	殺人	親による子への飲食物の不提供	[27] と同一事件。養親が被告人。	必要な食事や飲物を与えない状態を続けて脱水症状に陥らせ、日ごろ激しい暴行を加えたこととも相まって、著しく衰弱させたのであるから、飲食物を与え、医師による治療を受けさせるべき法的義務ありとした。	○		子を養育							
[29]	東京高判平成15・6・26	刑集59巻6号450頁参照	殺人	シャクティ事件	[32] の控訴審。本判決は、本件ホテルに運び込まれた被害者の様子を被告人が自ら認識する以前に殺意があったとは認定できないとして、同ホテルに運び込まれた被害者に対し生存に必要な医療措置を受けさせなかったことについて不作為犯として殺人罪に間擬されるとした。	病院から連れ出させ、本件ホテルに運び込ませた先行行為によって、被害者に直ちに必要な医療措置を受けさせるべき作為義務ありとした。	○				○ (因果関係の有無の判断で考慮)					
[30]	名古屋高判平成15・10・15	裁判所ウェブサイト	殺人	親による子への飲食物の不提供	[23] の控訴審。	—			被害児の両親、共同生活							
[31]	広島高判平成17・4・19	裁判所ウェブサイト	殺人	同居する者により暴行された子を親が救護しない事例	被害児（当時6歳）の母である被告人が、同居する者とともに裸体に花火の火の粉を浴びせるなどの虐待をしていたほか、同居する者が布団叩き等で殴打するなどの虐待行為を繰り返すことで、被害児が極度に衰弱していることを認識していたところ、同居する者が被害児をスポーツバッグに密封状態にしたのに、共謀の上、被害児を解放・救命せず放置し、死亡させた。	Aの親権者として、直ちにAを解放して救命すべき義務ありとした（考慮事情については、本連載（その3・完）VI2(4)(c)も参照）。			長男（被害児）と生活、親権者							
[32]	最決平成17・7・4	刑集59巻6号403頁	殺人	シャクティ事件	重篤な患者の親族から患者に対する「シャクティ治療」を依頼された者が、入院中の患者を病院から運び出させた上、必要な医療措置を受けさせないまま放置して死亡させた。	a事情、b事情を考慮して、必要な医療措置を受けさせる義務ありとした。	○	○		*（備考参照）		*（備考参照）				シャクティ事件決定。作為可能性・容易性について、同決定の最判解は、決定文での言及はないが前提とされているとする。
[33]	青森地判平成17・7・22	LEX/DB	殺人	暴行後の不救護	被告人は被害者の妻、息子。被告人らは他の共犯者と共謀の上、借金の返済のため保険金を騙し取ることを企て、被害者（当時60歳）に対し鉄パイプ様の物で多数回殴打し、自力で行動できなくなるほどの瀕死の傷害を負わせた。被害者を被告人両名方に連れ帰ったが、救護することなく放置し、外傷性ショックにより死亡させた。	多数回殴打し、瀕死の傷害を負わせたところ、適切な医療措置を講じれば死亡の結果を防止することが可能であり、かつ、救護すべき義務ありとした。	○				○					[38] と同一事件。
[34]	広島高岡山支判平成17・8・10	裁判所ウェブサイト	殺人	子に親が虐待を加え、子の生命に危険な状態が生じたが、同居する者が子を救護しなかった事例	被告人は妻が不貞行為により出産した子を引き取って養育することを了承したが、冷淡な態度を取り、そのことで精神的に追い詰められた妻が子（当時2歳）を虐待し、重度の熱傷を負わせたが、医療機関の治療を受けさせないで押入れに入れるなどして放置し、熱傷による敗血症のため死亡させた。	種々の事情を考慮して、医療措置を受けさせるべき法的義務ありとした（考慮事情については、本連載（その3・完）VI2(5)参照）。		○		○				○		

[35]	福岡地小倉支判平成17・9・28	裁判所ウェブサイト	殺人	暴行後の不救護	被害者（当時38歳）を支配下に置き、その身体に通電する、十分な食事を与えないなどの暴行・虐待を繰り返し、栄養失調状態に陥れ、衰弱させた。また、高度な飢餓状態に基づく胃腸管障害を発生し腹膜炎を併発。医師の適切な治療を受けさせないまま放置し、死亡させた。	先行行為など複数の事情を総合的に考慮して、被害者に医師による適切な治療を受けさせて生命を保護すべき作為義務ありとした（考慮事情については、本連載（その3・完）Ⅴ2参照）。	○	○		○	○ （因果関係の有無の判断および作為義務を認める際に考慮）	○	○	[43] の第1審。
[36]	さいたま地判平成17・10・12	裁判所ウェブサイト	殺人	親による子への飲食物の不提供	母親が長女（当時3歳）に対し、十分な食事を与えるなどせず、極度にやせたるい瘦状態に陥らせたのに、医療機関による治療を受けさせることなく、同児を室内のロフト上に隔離したまま放置し、低栄養により飢餓死させた。	極度にやせたるい瘦状態に陥らせ、低栄養によって死に至る危険があることを認識したのであるから、治療を受けさせる作為義務ありとした。	○		長女と同居					[40] と同一事件。
[37]	東京高判平成17・11・10	LEX/DB	殺人	交通事故後の不救護	交通事故により傷害を負わせた。医療機関に搬送するため自車後部座席に乗せて出発。しかし搬送意図を放棄し、約5時間半、120km走行。被害者は車内で出血性ショックのため死亡。	救護すれば死の結果を防止することが十分可能、かつ、義務ありとした。					○			
[38]	青森地判平成18・2・17	裁判所ウェブサイト	殺人	暴行後の不救護	[33] と同一事件。同じく被告人である被害者の息子に金銭の支払いを要求していた者が被告人。	多数回殴打し、瀕死の傷害を負わせたところ、適切な医療措置を講じれば死亡の結果を防止することが可能であり、かつ、救護すべき義務ありとした。	○				○			
[39]	大阪地判平成18・3・28	裁判所ウェブサイト	殺人	親による子への飲食物の不提供	母親である被告人が子（生後約5か月）を連れて家出し、ホテルで起居していたところ、養育が面倒になり、飲食物を与えず放置し、飢餓により衰弱死させた。	飲食物を与えず、痩せ細り、生命に危険が切迫する状態になった。しかし、被告人は、飲食物を与えることにより死の結果を防止することが充分可能、かつ、必要な措置を講ずる義務ありとした。	○	○	子を養育		○			
[40]	さいたま地判平成18・5・10	裁判所ウェブサイト	殺人	子に親が虐待を加え、子の生命に危険な状態が生じたが、同居する者が子を救護しなかった事例	被告人は交際相手であるY女とその長女（当時3歳）と同居していた。Y女が被害児に対し、十分な食事を与えなかったことなどにより、極度にやせたるい瘦状態に陥らせたのに、医療機関による治療を受けさせることなく、同児を室内のロフト上に隔離したまま放置し、低栄養により飢餓死させた。	被告人も、子の母親を除けば、被害児の生命を救うことのできる者はいないなどの事情から、医療機関による治療を受けさせるべき義務ありとした。		○			○ （作為義務を認める際に考慮）	○		[36] と同一事件。 [41] の第1審。
[41]	東京高判平成19・1・29	高検速報（平19）号107頁	殺人	子に親が虐待を加え、子の生命に危険な状態が生じたが、同居する者が子を救護しなかった事例	[40] の控訴審。	「生活実態」などを考慮して作為義務を認める（考慮事情については、本連載（その3・完）Ⅵ2(5)参照）。		○						
[42]	福岡高判平成19・7・6	Westlaw	殺人未遂	交通事故後の不救護	交通事故により頭蓋骨折等の傷害。助手席に乗せて出発。交通事故の発生を隠蔽するため、人目に付かない杉林内に運び込んで放置し逃走。被害者は家族に見送られて救護。	交通事故のより被害者を負傷させ、被害者を乗車させて運行し、第三者の関与できない自己の管理下に置いたのであるから、それらの先行行為により、被害者の生命を維持すべき義務ありとした。	○				○			

[43]	福岡高判平成19・9・26	Westlaw	殺人	暴行後の不救護	[35] の控訴審。	第1審（ [35] ）の作為義務の認定を是認。その際、被害者の病院への搬送の容易性、それを決断できる者は被告人らしかおらず、救命は十分に可能であったことを補足的に考慮。	○				○ （作為義務を認める際に考慮）	○		
[44]	札幌地室蘭支判平成19・12・17	裁判所ウェブサイト	殺人	親による子への飲食物の不提供	母親が三男（当時1歳3か月）に対し、玄関ドアを施錠して他者が同室に立ち入ることのできない状態にした上、置き去りにし、1か月余りの間、自らも同室内に立ち入ることなく放置し、同児を脱水および栄養不良による飢餓、低体温等により死亡させた。	同居する親権者として同人らを保護する責任ありとした。		三男を養育、同居する親権者						長男（当時3歳）も同室内に放置しているが、長男に対しては、保護責任者遺棄罪が認められた。
[45]	札幌地判平成21・11・30	裁判所ウェブサイト	傷害致死	暴行後の不救護	被告人は交際相手の女性とその子（当時4歳）と同居。本位的訴因は、被告人が被害児の頭部を殴打するなどの暴行により硬膜下血腫の傷害を負わせて、意識不明の状態に陥らせたが、病院等に搬送して医師の治療を受けさせるなどの措置を講じないまま放置し、死亡させたとする不作為による殺人であった。しかし本判決は、救命可能性の不存在から不作為による殺人罪の実行行為性を否定し、作為による傷害致死罪を認めた。	被告人が被害児と同居し、その母親とともに被害児の生活を統御していたこと、自己の暴行という先行行為、被害児の手当は被告人と母親に全面的に委ねられた立場にあったことを考慮して、作為義務を認めた。	○	○	○	○ （実行行為性の前提の置くもの）	○			
[46]	佐賀地判平成22・3・19	LEX/DB	殺人	暴行後の不救護	被告人らは被害者（当時38歳）の顔面、腹部等に殴打、足蹴にするなどの暴行を加えて、頭蓋骨骨折等の重篤な多発外傷を負わせ、被害者は行動の自由を失った。被害者を自動車に乗せて連れまわした。被告人X宅に連れ込んで、医師の治療を受けさせず、さらに殴打するなどの暴行を加え、傷害に基づく衰弱により死亡させた。	被告人らが暴行し、被害者が傷害を負った事実を示した上で、被害者を救護すべき作為義務が生じていたとする。								
[47]	大阪地判平成24・3・16	裁判所ウェブサイト	殺人	親による子への飲食物の不提供	前夫と離婚し、子A（死亡当時3歳）・B（死亡当時1歳）を引き取って親権者となった。次第にAらの世話をしなくなり、Aらは慢性的な低栄養状態に置かれ、手足が痩せ細り、顔も無表情になるなど、被虐待児特有の症状を見せた。被告人は、リビングにいるAらの前にパン等を置き、リビングと廊下の間の扉に粘着テープを貼って固定し、玄関ドアに鍵をかけて、自宅を立ち去り放置。Aらは飢餓により死亡。被告人は約50日間自宅に戻らなかった。	—	○	親権者、子育てをする生活						[49] の第1審。
[48]	千葉地判平成24・7・10	LEX/DB	殺人未遂	出産後のえい児の不救護	店舗便所内で女兒を出産後、同便所内の蓋付きゴミ箱に備えられたビニール袋にえい児を入れて口を結び、何ら保護のための措置をとらずに立ち去って放置。警察官がえい児を発見し救護。	親は子を保護する義務を負う上、えい児をゴミ箱に隠して生命に対する危険を生じさせ、えい児の早期発見が困難な状況を作出したことから、必要な保護をすべき法律上の義務ありとした。	○	○	「親は子を保護する義務を負っている」				○	
[49]	大阪高判平成24・12・5	LLI/DB	殺人	親による子への飲食物の不提供	[47] の控訴審。	—		長女を養育						

[50]	横浜地判平成27・10・22	裁判所ウェブサイト	殺人	親による子への飲食物の不 提供	妻が家を出た後、長男（死亡当時5歳）と2人で生活。次第に面倒を見るのが嫌になって、家に戻る頻度が少なくなり、栄養不十分な食事。長男が出て行かないように、和室入口引き戸にガムテープを貼り付け、窓にガムテープを貼って、同室内から出られない状態にしていた。長男は栄養状態が悪化し、筋肉が萎縮して固まる「拘縮」が始まり、相当衰弱していた。被告人はそれを認識したものの、放置し、死亡させた。	—			長男と生活							[51] の第1審。
[51]	東京高判平成29・1・13	LEX/DB	保護責任者遺 棄致死	親による子への飲食物の不 提供	[50] の控訴審。控訴審は、「拘縮」があったとは認めず、相当やせて衰弱していたが、死亡する可能性が高い状態になっていたとも、そのことを被告人が認識していたとも認定せず、殺意を否定。保護責任者遺棄致死罪を認めた。	—			—							
[52]	高松高判平成29・5・11	LEX/DB	殺人	出産後のえい児の不救護	店舗便所内で男児を出産後、えい児の鼻を指でつまむなどの行為をした後、ビニール袋にえい児を入れて、口を結び、便器裏側の床面に放置し、窒息死により死亡させた。	母親として同児の生存に必要な措置を講ずべき義務ありとした。			「母親として」同児の生存に必要な措置を講ずべき義務あり							
[53]	さいたま地判令和6・3・14	LEX/DB	殺人	出産後のえい児の不救護	被告人は殺意をもって、浴槽に張った湯水の中で男児を焼出して放置し、溺水による窒息により死亡させた。本判決では、放置において、水中から引き上げなかったこと、救命可能性が考慮される。	—			「男児を焼出」							